

個人事業主でも源泉徴収

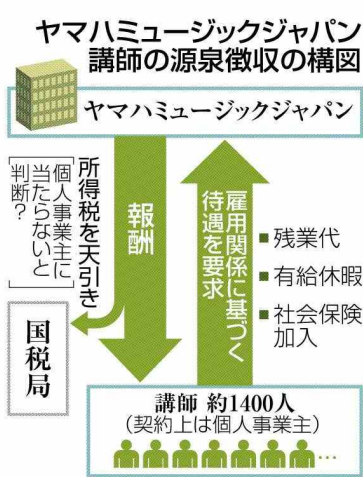
ヤマハ英語教室 講師1400人に

楽器販売「ヤマハミュージックジャパン」(東京)が、47都道府県で展開する英語教室の講師約1400人を雇用関係のない個人事業主と扱う一方、報酬は給与とみなして所得税を源泉徴収していることが28日、同社への取材で分かった。専門家は「労働者としての性格

が強い証拠で雇用関係が認められるべきだ」とし、残業代の支払いなどを受ける権利があると指摘している。源泉徴収は事業者が従業員から天引きした所得税を納税する制度。同社は「講師は契約上は個人事業主だが、税法上は(報酬を)給与と所得として扱っている」

とし、年末調整もしている」と説明。こうした実態を踏まえ、労働組合「ヤマハ英語講師ユニオン」(大阪)は残業代の支払い、有給休暇付与、社会保険加入など雇用関係に基づく待遇を求めている。

労組によると、1987年ごろに東京国税局の指導



源泉徴収制度 事業者が雇用する従業員に給与を支払う場合などで給与額に応じた所得税を天引きし、納税する仕組み。天引きの対象になるかどうかは雇用契約の有無、仕事内容の指揮監督状況などで判断される。通常、個人事業主は自ら確定申告する必要がある。2013年以降は、東日本大震災からの復興のための復興特別所得税も徴収されている。

で源泉徴収されるようになった。英語教室では指導方法や教材が指定され、講師の裁量は限られているとい

い、国税当局が個人事業主に当たらないと判断した可能性がある。同社は源泉徴収を始めた経緯について「回答は差し控える」としている。

講師は契約上は労働者ではないため、残業代や休日出勤の手当もなく、会社主催の会議や研修などには無報酬で出席。昨年12月、一部の講師が労組を結成し、1月に初めての団体交渉に臨んだ。

労働問題に詳しい清水亮宏弁護士は「講師は労働者として認められるべきだ」と話す。最高裁判例で源泉徴収を根拠の一つとして「勤務先の指揮監督下で業務を提供した労働者に当たる」と認めたケースもあるとしている。